

要 請 書

(宗教等 2 世への支援について)

法 務 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
文 部 科 学 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
外 務 大 臣 殿
消 費 者 担 当 内 閣 府 特 命 大 臣 殿
こ ども 政 策、孤 独・孤 立 対 策 担 当 内 閣 府 特 命 大 臣 殿
警 察 庁 長 官 殿

2022年10月7日

神奈川県大和市中央 2-1-15 パークロード大和ビル 5F
大和法律事務所 気付

日 本 脱 カ ル ト 協 会

代表理事 西 田 公 昭

〔連絡先〕

事務局長 久保内浩嗣

電話 03-3431-4488 (田村町総合法律事務所)

メール info@jscpr.org

当会は、破壊的カルトの諸問題、カルトに関わる個人および家族へのカウンセリング経験についての交流およびカルト予防策や社会復帰策等の研究をおこない、その成果を発展・普及させることを目的に、1995年11月に、オウム真理教事件を契機に設立した団体です。社会心理学者、宗教社会学者、弁護士、医師、公認心理師、臨床心理士、聖職者（牧師・僧侶など）、大学関係者、ジャーナリスト、破壊的カルトやカルト的団体の元メンバー（2世脱会者を含む）や家族等、約200名から構成されています。

「『旧統一教会』問題関係省庁連絡会議」を設置されたことを受け、同連絡会議に構成員が参加する各省庁に、本状をもって、以下の通り要請させていただきます。

旧統一教会（現「世界平和統一家庭連合」。以下「統一教会」と表記します。）の信者2世やそれ以降の世代、また他の宗教や宗教を名乗らないカルト的集団の2世やそれ以降の世代（以下、併せて「2世」と表記します。）が安心して脱会できる環境を整え、また、脱会した「2世」が社会からの偏見にさらされることなく、「自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護

が図られ、将来にわたって幸福な生活を送る」（こども基本法第1条）ことができるよう、関係するあらゆる省庁、政府のあらゆる部門が対策を講じることを要請いたします。特にその第一歩として取り組むべき課題として、下記の施策の策定、実施を早急にされるよう、強く要請いたします。

記

1 いわゆる「2世」と呼ばれるこどもが抱える問題を児童虐待、あるいは新たな類型の児童虐待と位置づけたうえで、従前の親による虐待やネグレクト等とは異なる対応が必要であることを理解し、適切なこども施策を策定し、実施されたい。

2 青年期以降の「2世」が抱える問題は、上記児童虐待等の延長線上にあり、青年期の「2世」を従前の児童福祉や社会福祉のはざまで見落とすことなく、確実に対応し、支援する仕組みを構築されたい。

3 「2世」のためのこども施策、および青年期以降に対応した施策の策定、実施の前提として、専門家や当事者を招致して研修を実施するなど、「2世」とかかわる担当職員や専門職員（児童相談所、学校、消費者センター、精神保健福祉センター等）において、カルト団体の問題点及び「2世」が直面する問題等についての知見を得ることを制度化されたい。

4 以上の施策を一時的なものに終わらせないために、カルト問題、「2世」問題に対応する専門家を養成し、専門家が安定的に継続して相談に対応できる仕組みを構築されたい。

5 大韓民国をはじめとする海外に在住させられている統一教会等の団体の信者と「2世」の現状を把握し、困窮者を支援し、特に自力での帰国が困難な「2世」らの支援、救済に尽力されたい。

6 カルト被害の問題、特に「2世」問題は社会の多分野にまたがる問題であり、複数の省庁間での連携を要することから、省庁間の連携を図る枠組みを常設されたい。

より具体的には、以下の施策が望まれます。

- ① 成長過程の様々な年代において、「2世」が直面する問題に対応できるよう、学校、児童相談所、消費生活センター、警察、孤独・孤立対策窓口、在外公館、自治体の福祉窓口、ハローワーク等に限らず、民間の専門家の活用も含め、カルト問題、「2世」問題に対応できる多様な窓口を幅広く確保する。
- ② 医療、心理、法律等の専門家による有料の支援につなげる必要がある「2世」についての、費用支援。
- ③ 就学機会や職業訓練の機会を逸した「2世」への、奨学金などによる支援。
- ④ 就職や住居の賃貸の際に要求される、保証人等についての支援や、シェルターの提供などの柔軟な生活支援。
- ⑤ 相談に対応する担当者がカルト問題、「2世」問題について研修を受講する制度

の構築。例えば、学校の教職員、児童相談所の相談員、消費生活専門相談員、警察官、在外公館の邦人保護担当者、自治体の福祉窓口担当者、ハローワークの相談担当者、消費生活相談員等に、カルト問題、「2世」問題について定期的に研修を行う。

- ⑥ カルト問題、「2世」問題に対応する専門家を養成すべく、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、消費生活専門相談員、教育職員、社会教育主事等の資格認定や研修に、カルト問題および「2世」問題への理解を深める内容を組み入れる。また、臨床心理士、スクールカウンセラー等の国所管以外の公的専門職資格についても、同様の対応を行うよう要請、指導する。
- ⑦ 在外公館に相談窓口を設置し、生活支援や帰国支援のプログラムを策定し、その存在を広く告知する。
- ⑧ 「旧統一教会」に限定せず、カルト問題・2世問題関係省庁連絡会議を常設する。

以上

なお、本要請の背景を説明する別紙、ならびに以下の添付資料を添付させていただきます。「2世」が直面する状況にぜひともご理解と深いご配慮をいただき、一日も早くこれら施策を実現し、「2世」が必要とする支援を得られる体制を整えて頂きますよう、お願い申し上げます。

【添付資料】

「日本脱カルト協会会報 第23号」（2017年12月30日発行）抜粋

資料1： 論考「カルト2世の息苦しい人生」西田公昭

資料2： エホバの証人2世脱会者（Aさん）の証言

資料3： 世界平和統一家庭連合（統一教会）2世脱会者（Cさん）の証言

資料4： 相談対応経験からの論考「『二世』問題に関する雑感」竹迫 之

「日本脱カルト協会会報 第25号」（2019年12月31日発行）抜粋

資料5： 報告「宗教被害者への社会福祉的観点からの支援」社会福祉士・松田彩絵